



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

38	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課)..... 1
39	〃	( 〃 )..... 1
40	〃	( 〃 )..... 2
41	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	( 〃 )..... 2
42	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退	( 〃 )..... 2
43	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 )..... 2
44	〃	( 〃 )..... 3
45	介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定	( 〃 )..... 3
46	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 )..... 3
47	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 4
48	〃	( 〃 )..... 4
49	保安林の指定予定の通知	(森林整備課)..... 4
50	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 )..... 4
51	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 5
52	〃	( 〃 )..... 5
53	随意契約の相手方の決定	(警察本部)..... 5
54	〃	( 〃 )..... 6

## 告 示

### 和歌山県告示第38号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30110006 13	おおはぎ内科 大萩晋也	おおはぎ内科	和歌山県橋本市三石台三 丁目23-6	居宅療養管理 指導	令和 5.10.1

### 和歌山県告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071000065	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町河瀬905-2	短期入所生活介護	令和5.12.10

## 和歌山県告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011010182	医療法人せせらぎ会	小林診療所	和歌山県橋本市学文路705番地	居宅療養管理指導	令和5.12.16
3071000636	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス橋本事業所	和歌山県橋本市隅田町下兵庫514-3	訪問介護	令和5.12.31

## 和歌山県告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071001402	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町河瀬907	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	令和5.12.6

## 和歌山県告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退について、次のとおり届出があったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	開設者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3071000065	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町河瀬905-2	介護老人福祉施設	令和5.12.10

## 和歌山県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071301059	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム国城寮	和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1	短期入所生活介護	令和5.12.11	令和11.12.10

## 和歌山県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800910	合同会社龍豊	ヘルパーステーションつむぎ	和歌山県岩出市吉田92-14 ソル・ヤード吉田101	訪問介護	令和6.1.1	令和11.12.31
3072201969	AMORE株式会社	ホームヘルプおひさま	和歌山県田辺市あけぼの37-17 あけぼの台ハイツ2F	訪問介護	令和6.1.1	令和11.12.31
3072301041	有限会社みはま介護センター	リハデイしんぐう	和歌山県新宮市下田一丁目1-24	通所介護	令和6.1.1	令和11.12.31

## 和歌山県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071301059	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム国城寮	和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1	介護老人福祉施設	令和5.12.11	令和11.12.10

## 和歌山県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸本周平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071301042	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	養護老人ホーム国城寮	和歌山県伊都郡九度山町九度山1265-1	特定施設入居者生活介護	令和5.12.7	令和11.12.6
				介護予防特定施設入居者生活介護	令和5.12.7	令和11.12.6

## 和歌山県告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800616	ヘルパーステーションつむぎ	岩出市吉田92-14 ソル・ヤード吉田101	居宅介護 同行援護	特定なし	合同会社龍豊	岩出市吉田92-14 ソル・ヤード吉田101	令和6.1.1

## 和歌山県告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000406	こぎく	御坊市湯川町富安1846-1	就労継続支援B型	特定なし	株式会社ジャスミン	大阪府大阪市西成区潮路一丁目9-19 久津和ビル303	令和6.1.1

## 和歌山県告示第49号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆地字土呂1080の1、1083、1084

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市本宮町皆地字土呂1080の1・1084（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第51号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3637	岩出市安上字笛田254番1の一部、255番1の一部、270番5の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	令和 5. 12. 22	6. 00	58. 53

**和歌山県告示第52号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3645	岩出市曾屋字久保29番3の一部、50番1の一部	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂	令和 5. 12. 22	6. 00	36. 99
				6. 00	27. 63

**和歌山県告示第53号**

共通基盤システム（運転者管理）データ移行等作業委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月16日

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
共通基盤システム(運転者管理)データ移行等作業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年11月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社関西支社  
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
- 5 随意契約に係る契約金額  
219,912,000円(うち消費税及び地方消費税の額19,992,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

**和歌山県告示第54号**

運転免許証作成システム共通基盤対応改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
運転免許証作成システム共通基盤対応改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年12月4日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社DNPアイディーシステム  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
80,458,400円(うち消費税及び地方消費税の額7,314,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。